

プロジェクト	企業結合 子会社株式等の減損とのれんの減損の関係
項目	「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の修正案の検討

I. 本資料の目的

1. 本資料は、子会社株式及び関連会社株式（以下「子会社株式等」という。）の減損とのれんの減損の関係について、これまでの経緯をご説明するとともに、企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（以下「減損会計適用指針」という。）の修正案を検討することを目的とする。

II. 前回の提案内容

2. 第 97 回企業結合専門委員会（2018 年 1 月 24 日開催）（以下「専門委員会」という。）及び第 378 回企業会計基準委員会（2018 年 2 月 9 日開催）では、親会社が保有する連結子会社又は持分法適用会社の株価の下落は、のれんの減損の兆候の例示に該当する旨を減損会計適用指針に追記することを提案し、以下のとおり減損会計適用指針の修正案を示した（下線部を追加）。

のれんの減損の兆候

17. のれんを含む、より大きな単位について、第 12 項から第 15 項における事象がある場合は、のれんに減損の兆候があることとなり、より大きな単位で減損損失を認識するかどうかの判定を行う（減損会計基準 注解（注 7）及び第 95 項参照）。

なお、のれんについては、共用資産と異なり、通常、のれんは独立してそれ自体では減損の兆候があるかどうかを判断できないため、原則として、のれんを含む、より大きな単位で判断されることとなる。

また、のれんの帳簿価額を各資産グループに配分する方法を採用した場合には、のれんに減損の兆候があるかどうかにかかわらず、その帳簿価額を各資産グループに配分することとなり（減損会計意見書 四 2. (8)②ただし書き参照）、当該配分された各資産グループに第 12 項から第 15 項における事象がある場合、減損の兆候があることとなる。

17-2. 親会社が保有する連結子会社又は持分法適用会社の発行する株式が市場価格に基づく価額¹を有する場合に、当該市場価格に基づく価額が当初の取得原価か

¹ 減損会計適用指針第 108 項に以下の記述がある。

ら著しく下落したときは、前項ののれんの減損の兆候に該当する。なお、当初の取得原価とは、親会社の当該連結子会社又は持分法適用会社の発行する株式に対する個々の取引ごとの原価の合計額をいう。

III. 第 97 回専門委員会及び第 378 回企業会計基準委員会で聞かれた主な意見及びその対応

3. 前項の事務局の提案に対し、第 97 回専門委員会及び第 378 回企業会計基準委員会では主に次の意見が聞かれた。

(第 97 回専門委員会で聞かれた主な意見)

株価の下落をのれんの減損の兆候とすることに賛成する意見

- (1) 株価の下落により減損の兆候を識別する対象をのれんに限定するという事務局提案に賛成する。

株価と比較する帳簿価額に関する意見

- (2) 株価を減損の兆候とする場合には、株価と比較する対象は、事務局提案のように「子会社株式の当初の取得原価（投資額）」ではなく、同じ時点の「連結上の子会社の資本の親会社持分とのれんの未償却額（借方）との合計額」を用いて判定する方が適切であると考えられる。

株価を減損の兆候として用いる際の閾値に関する意見

- (3) 「著しい」という閾値について検討することが考えられる。

(第 378 回企業会計基準委員会で聞かれた主な意見)

株価と比較する帳簿価額に関する意見

- (4) 株価には将来性の部分も含まれていることから、株価と比較する対象は当初の取得原価よりも「連結上の子会社の資本の親会社持分とのれんの未償却額

「正味売却価額を算定するにあたって、固定資産においては、観察可能な市場価格が存在する場合は多くはないが、存在するときには、金融資産と同様に、原則として、市場価格に基づく価額を時価とする（第 28 項(1)参照）。当該市場価格は、会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 48 項から第 52 項に準ずる。」

(借方)との合計額」を用いることが考えられる。

- (5) 株価と比較する帳簿価額については、「当初の取得原価」と「連結上の子会社の資本の親会社持分額とのれん未償却額（借方）との合計額」で理論的にどちらが優れているか、実務上どちらがどのように煩雑であるか、という観点から更なる分析が必要と考えられる。

減損の兆候の判定に用いる株価に関する意見

- (6) のれんは企業の超過収益力であり、これを一時点の株価で減損の兆候を判定するのは理論的ではない。株価を用いる場合の考え方を整理し、企業の収益力の変化とは関係ない変動要因を極力減らしたうえで使用することが考えられるのではないか。
- (7) 使用する株価については支配プレミアムを勘案した株価を使うことも含めて分析してはどうか。
4. 前項までで聞かれた意見を踏まえ、以下では次の点について分析する。
- (1) 株価と比較する帳簿価額（何と比較して株価が下落した場合に減損の兆候とするか）について
- (2) 減損の兆候の判定に用いる株価について
- (3) 株価を減損の兆候の判定に用いる際の閾値について

① 株価と比較する「帳簿価額」について

(聞かれた意見の概要)

5. 第97回専門委員会では、株価を株式市場による企業評価の1つとして考え、その価値の下落を反映するためには、子会社株式の当初の取得原価（投資額）と、決算時における子会社株式の時価を比較し、株価が子会社株式の「当初の取得原価」を下回る場合に、株価の下落に基づいた減損の兆候があると判定する案（以下「案1」という。）を提案した。
6. これに対し、本資料の第3項(2)及び(4)で示したとおり、第97回専門委員会では、案1よりも、株価が「連結上の子会社の資本の親会社持分額とのれん未償却

額（借方）との合計額」を下回る場合に、株価の下落に基づいた減損の兆候があるとする案（以下「案2」という。）の方がより適切ではないかとの意見が聞かれた。

また、第378回企業会計基準委員会では、案1と案2の両者についてさらに分析すべきであるとの意見が聞かれた。

（事務局による分析）

7. 第97回専門委員会及び第378回企業会計基準委員会で聞かれた意見を踏まえ、案1と案2の論拠について次項以降で考察する。

案1の論拠

8. 子会社株式の当初の取得原価（のれん相当額も含む当初投資額）と、決算期末の子会社株式の時価を比較し、株価が子会社株式の「当初の取得原価」を下回る場合には、当初行った投資の価値が下落している可能性があることから、当初投資額に含まれたのれんの金額について株価の下落に基づいた減損の兆候があると考えられる。

案2の論拠

9. 仮に親会社の子会社等に対する投資を株価で売却した場合に、株価がその時点の「連結上の子会社の資本の親会社持分とのれんの未償却額（借方）との合計額」を下回るときは売却損失が生じることを考慮すれば、株価がその時点の「連結上の子会社の資本の親会社持分とのれんの未償却額（借方）との合計額」を下回る場合には、のれんの未償却残高（借方）の価値が下落している可能性があることから、株価の下落に基づいた減損の兆候があると考えられる。

（まとめ及び事務局の提案）

10. 案1による方法も案2による方法も、株価の下落によりのれんの減損の兆候を生じていることを示すものとしていずれも論拠を有していると考えられる。
11. 減損会計適用指針における減損の兆候の記載はあくまでも例示であるため、今回

の改正にあたっては「株価の下落」がのれんの減損の兆候に該当することのみを示し、考えられる判定方法として案1又は案2の方法がある旨を、結論の背景に例示することとしてはどうか。

② 減損の兆候の判定に用いる株価について

12. 第378回企業結合専門委員会では、本資料第3項(6)及び(7)に示したとおり、減損の兆候を行うにあたり、一時点の株価を用いることは適切ではないのではないかという意見や、株価に支配プレミアムを考慮することを提案する意見が聞かれた。
13. この点、この取扱いは減損の兆候を判定するものであり、簡便的に市場価格を用いることで問題はないと考えられる。仮に市場価格により兆候があると判定することが実態に合わない場合は、認識の判定、測定のプロセスを通じて、減損損失が認識されないことになると考えられる。

③ 株価を減損の兆候の判定に用いる際の閾値について

14. 減損会計適用指針では、減損の兆候の例示の1つである「市場価格の著しい下落の場合」は、少なくとも市場価格が帳簿価額から50%程度以上下落した場合が該当するとしている(同第15項参照)。株価を減損の兆候の判定に用いる場合についても、同様に「株価の『著しい』下落(少なくとも株価が帳簿価額から50%程度以上下落)の場合」とすることが適切かどうかについて検討すべきとの意見が聞かれた。
15. 減損会計適用指針では、少なくとも市場価格が帳簿価額から50%以上下落した場合に減損の兆候を識別することとした理由として、固定資産は、通常、市場平均を超える成果を期待して事業に使われているため、市場の平均的な期待で決まる市場価格が変動しても、企業にとっての投資の価値がそれに応じて変動するわけではないことがあげられている(同第89項参照)。
16. のれんも固定資産であり、市場価格の下落が企業にとっての投資の価値の下落を意味するものでは必ずしもないことから、株価の下落によるのれんの減損の兆候

の判定に関しても、他の固定資産と同様に「著しい下落（少なくとも株価が帳簿価額から 50%程度以上下落）の場合」という閾値を用いることとしてはどうか。

固定資産減損適用指針の修正案

17. 前項までの分析を踏まえた減損会計適用指針の修正案は次のとおりである（下線を追加）。なお、結論の背景の文案については、審議事項(3)-3-3 で示している。

17-2. 親会社が保有する連結子会社又は持分法適用会社の発行する株式が市場価格に基づく価額を有する場合に、連結決算日における当該価額が著しく下落したときは、前項ののれんの減損の兆候に該当する。なお、「著しく下落したとき」には、「市場価格が著しく下落した場合（第 15 項参照）」と同様、少なくとも株式の市場価格に基づく価格が帳簿価額から 50%程度以上下落した場合が該当する。

適用時期

18. 改正後の減損会計適用指針の適用時期は、平成 31 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から将来にわたり適用することとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

事務局の分析及び提案についてご意見をお伺いしたい。

以上